

(参考)

区政会議の運営の基本となる事項に関する条例（抜粋）

制定 平成25年3月29日 条例53

改正 平成27年6月11日 条例80

(招集)

第6条 区政会議は、区長が招集する。

- 2 区政会議の委員のうち委員の定数の4分の1以上の者は、区長に対し、区の区域内の基礎自治に関する施策等に関し区政会議において委員の意見を求めるべき事件を示して区政会議の招集を請求することができる。
- 3 区長は、前項の規定による請求があったときは、遅滞なく区政会議を招集し、当該事件について委員の意見を求めなければならない。